

豊橋市立羽田中学校

いじめ防止基本方針

令和7年 7月 31日

(最終改定)

1. いじめ防止についての基本的な考え方

(1)いじめの定義

《法におけるいじめの定義》

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係※1にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響※2を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※1 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動、塾、スポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団の中の人的関係を指す。

※2 「物理的な影響」とは、身体的な影響のみならず、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことをさせられたりすること等を意味する。

個々の行為がいじめにあたるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立ち、悩みを親身になって受け止め、あくまでもいじめられている児童生徒の認識によることに留意します。

ただし、いじめがエスカレートしたり、相談したことに対する仕返しを恐れたりするあまり、いじめられていても本人がそれを否定する場合があることを踏まえ、本人からの訴えだけに限定した対応をしないようにします。

《いじめの態様の例》

- ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかれたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかれたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

「いじめの防止等のための基本的な方針」<平成25年10月11日文部科学大臣決定>より
(以下「国の方針」という)

(2)いじめの理解

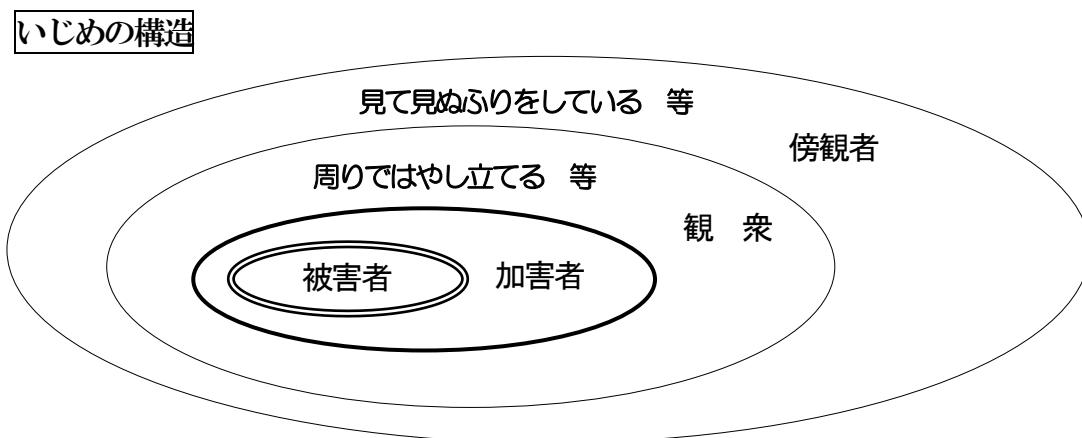
① いじめはどの集団にもどの児童生徒にも起こり得る問題である

友人関係における双方の力関係のバランスが崩れると、「遊び・ふざけ」が「いじめ」へと変わったり、多くの児童生徒が入れ替わりながらいじめを繰り返したりします。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」と同様、生命又は身体に重大な危険を生じさせることもあります。

② いじめの構造や、児童生徒の人間関係を踏まえた指導が必要である

日頃から、学級や部活動等の所属集団に存在する人間関係の序列化やグループ化など、構造上の問題を十分踏まえておく必要があります。その上で、いじめの「加害者」「被害者」という関係だけでなく、「観衆」としてその周りでいじめ行為をはやし立てたりおもしろがったりする者や、「傍観者」として見て見ぬふりをして黙っている者等、いじめの構造的な人間関係にも注意を払う必要があります。

いじめを防ぐには、「傍観者」の中から勇気をふるっていじめを抑止する「仲裁者」や、いじめを告発する「相談者」が現れるかどうかがポイントになります。学級・ホームルーム担任が信頼される存在として児童生徒の前に立つことによって初めて、児童生徒の間から「相談者」や「仲裁者」の出現が可能となります。加えていじめの傍観者が「仲裁者」や「相談者」に転換するように促す取り組みを、道徳科や学級・ホームルーム活動等において行なうことが重要です。



※相談者…被害者の側に立って、いじめを告発する存在

※仲裁者…加害者に対して、勇気を出していじめを抑止する存在

③ 常に重大事態を想定して指導にあたる

いじめは大人の目が届きにくいところで行われていることが多いことから、いじめが発見、認知されたときには、すでに重大な事態に至っている可能性があることを十分に理解した上で対処することが大切です。

④ 特別な教育的配慮が必要な児童生徒の背景を理解して指導にあたる

発達障害のある児童生徒やその疑いのある児童生徒、特別支援学級に在籍している児童生徒、または外国人児童生徒等がいじめを受けたりする場合があります。これらの児童生徒は、その特性から自分の気持ちをうまく伝えることや相手の気持ちを理解することを苦手とする場合があるために、周囲から理解されずに孤立し、いじめとして認知されにくことがあります。また、家庭の状況等からいじめにつながる場合も想定していかなければなりません。

こうした教育的配慮が必要な児童生徒の背景を十分理解した上で適切に対処する必要があります。

⑤ 教職員が確かな人権感覚を備え、偏見や差別的言動に対して迅速に指導にあたる

性的指向^{※1}や性自認^{※2}で悩みを抱える児童生徒にとって、教職員の存在が安心できる身近な大人となるように努めることは必要不可欠です。当事者は、自分の悩みを秘匿しておきたい場合があることを踏まえ、学校においては、日頃から児童生徒が相談しやすい環境を整えていくことが望されます。そのためには、まず教職員が性的指向や性自認にかかわる正しい知識をもち人権感覚を備え、性別に関わる冗談を言ったり、からかったりしてはいけません。そして、性別にかかわるからかいや心ない言動を見聞きしたときには、その言動を差別として認識し、迅速に指導する必要があります。

※1 どの性別を好きになるかならないか

※2 自分の性別をどのようにとらえているか

2 学校の取組み

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

各学校は、国の基本方針と市基本方針を参照し、学校としてどのようにいじめ防止等の取組みを行うかについて、基本的な方向や取組みの内容を、「学校いじめ防止基本方針」(以下「学校基本方針」という。)として定めます。

「学校基本方針」の具体的な内容としては、いじめの未然防止、早期発見・早期対応、重篤ないじめへの対処等、いじめ問題全体に関わる内容となります。

(2) PDCAサイクルによるいじめが生まれにくい風土づくり

まだ顕在化していないものの、この先いじめにつながりかねない問題まで積極的に発見しようとする試みと、そこで明らかになった課題を解決に導く教育課程の策定と実行、その結果を定期的に点検し、この一連の過程を見直す作業、そしてこれらを繰り返すPDCAサイクルによる取組みを進めます。

そして、学校評価においても、こうした点を踏まえた目標を設定し、具体的な進捗状況や達成状況を評価しつつ、評価結果を基に取組みの見直しや改善を図ります。

(3) 学校における対策組織の充実

各学校においては、いじめ防止等の対策を行う「いじめ防止対策組織」を設置します。(既存の「生活サポート委員会」をこれに充てることもあります) 事案によっては教職員だけでなく、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等心理や福祉の専門家、教員、警察官経験者等の地域人材を活用し、それぞれの役割や専門性を發揮して、解決に向けて組織的、実効的に取り組みます。

【組織の役割】

「いじめ防止対策組織」では、学校が組織的にいじめの防止等に取り組むにあたり、以下のような役割を担います。

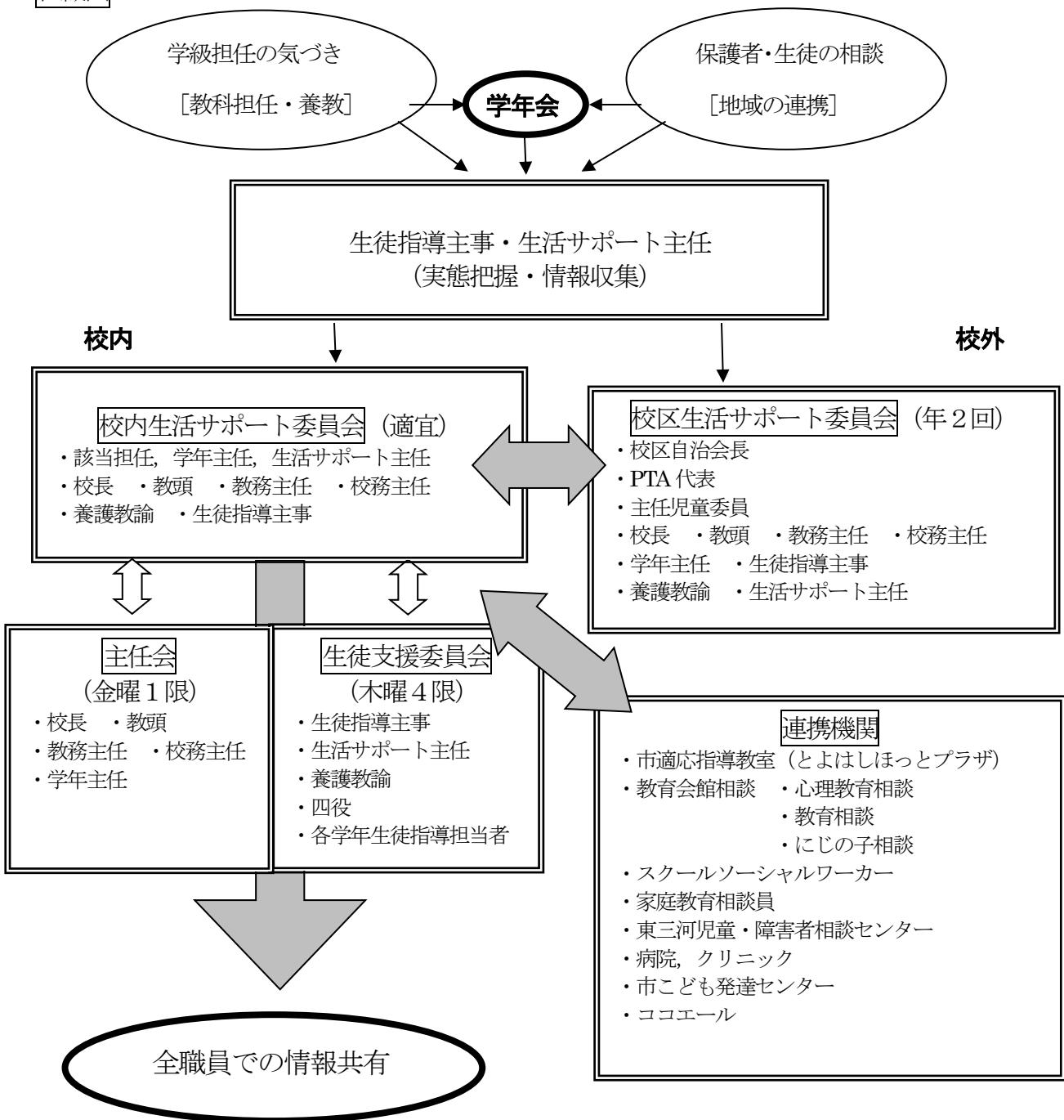
《いじめの未然防止に関して》

- ◆ 各学校の基本方針に基づく取組みや、具体的な教育課程の作成・実行・検証・修正
- ◆ いじめの相談、通報の窓口

《いじめが発生した場合》

- ◆ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等に関わる情報の収集と記録
- ◆ 問題の解決に向けた具体的な方策の検討、実行
- ◆ 保護者、関係機関との連携によるいじめを受けた児童生徒への継続した 支援

組織図



(4) いじめの未然防止・早期発見・対応の取組み

《未然防止》

- ① いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、すべての児童生徒が安心感を抱き、自己肯定感や自己有用感を感じられる「居場所づくり」「絆づくり」を意識して教育活動を展開していきます。
- ② 互いを認め合い、高め合う温かい学級集団づくりを基盤に、児童生徒の個性や能力に応じた教育活動を展開することにより、いじめを生まない人間関係や学校風土をつくります。
- ③ 道徳教育や人権教育を軸に、様々な教育活動を通して、仲間づくりを行い、思いやりの心を育成します。
- ④ 児童生徒たちが主体的に取り組める活動を展開し、達成感を味わったり成功体験を味わったりすることで、自己肯定感や自己有用感、自他を尊重する態度を育成します。
- ⑤ 児童生徒に「いじめは絶対に許さない」という強い信念をもたせることで、いじめをやめさせたいと思う心を育み、児童生徒の自主的、主体的な活動による「自浄力」を高めます。
- ⑥ 性的指向や性自認で悩みを抱える児童生徒は、自分の悩みを秘匿しておきたい場合があることを踏まえ、学校においては、日頃から児童生徒が相談しやすい環境を整えていくことが望されます。

《早期発見》

- ① 児童生徒の心身の状況や変化を的確につかむ健康観察を行います。また、児童生徒との日常の交流を大切にし、生活日記や連絡帳、個人面談、休み時間中の雑談等から児童生徒を丁寧に見取ります。日頃から児童生徒に寄り添う姿勢をもち、児童生徒や保護者との信頼関係を築きます。
- ② 教職員が学校生活のあらゆる場面において一人ひとりの児童生徒を見守り、情報を共有します。そのため、特に学年内での日頃の情報共有を大切にし、報告・連絡・相談・確認を重視します。
- ③ 定期的に行う「生活アンケート」の質問項目はいじめに特化せず、生活すべてをとらえるものとすることで児童生徒の実態把握に努めます。特に小学校においては、発達段階に応じた質問文を準備したり、必要に応じて聞き取り調査を実施したりするなどの配慮をします。
- ④ 定期的な面接だけでなく、教職員が常に児童生徒の話に耳を傾ける姿勢を保ち、養護教諭やスクールカウンセラー等を含め、児童生徒が相談したいときにすぐに応えられるよう、校内の教育相談機能の向上に努めます。
- ⑤ 児童生徒の発達段階に応じて教科、特別活動、総合的な学習の時間等を活用して行う情報モラル教育の充実に向け、研修会などを実施します。
また、インターネットやSNSによるいじめ、下校後のいじめなど見えにくいいじめにも注意を払います。さらに、地域から情報が得られるような体制を構築し、いじめの早期発見に役立てます。

《対応》

- ① いじめを認知したら、特定の教職員で抱え込むことなく、速やかに「いじめ防止対策組織」を開き、組織で対応します。その場合には、多方面からの情報を収集、整理することにより全体像を把握し、解決に向けた手順と方針を決定し、共通理解を図ります。そして、いじめを受けた児童生徒への支援と、いじめを行った児童生徒の指導を分担し、継続される支援・指導の負担が、担任など特定の教職員だけにかかるないよう留意します。

いじめを受けた児童生徒への支援	いじめを行った児童生徒への指導・支援
<ul style="list-style-type: none">・信頼関係ができている教職員が中心となって対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝えます。・児童生徒の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン（登下校の方法等）を立てます。・心のケアや登下校・休み時間の見守り等、安全で安心できる環境づくりに努めます。	<ul style="list-style-type: none">・事態の深刻さを認識させ、いかなる事情があっても、いじめは絶対に許されないことを伝えます。・安易な謝罪で済ませず、相手の心の痛みを理解させ、誠意をもって心から謝罪ができるように指導します。・いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動などの支援を継続的に行い、自らの生き方をじっくり考えさせます。

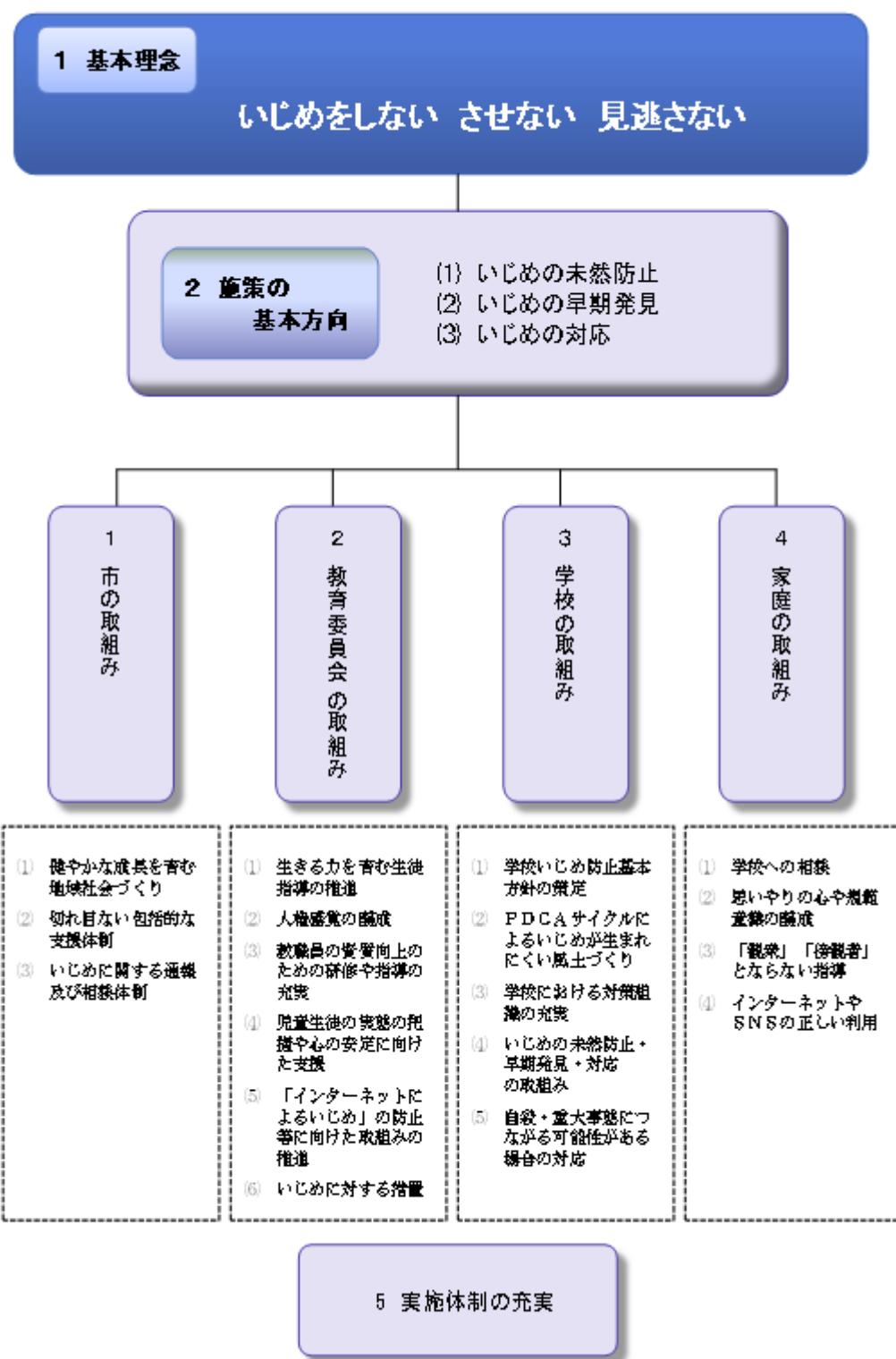
- ② いじめを通報・相談した児童生徒のプライバシーを確実に守ります。勇気をもつて教職員にいじめを通報・相談した児童生徒の行動を認め、いじめを通報・相談してきた児童生徒の安全を確保するための取組みを徹底します。
- ③ 周囲の児童生徒に対しては、自分たちのこととして問題をとらえさせ、いじめの傍観者にならず、いじめ問題の解決に向けた一歩を踏み出す勇気がもてるようになります。
- ④ 校内の組織や教職員だけでなく、保護者の理解、協力を得ながら対応するとともに、関係機関との連携も視野に入れて対応します。

(5) 自殺・重大事態につながる可能性がある場合の対応

児童生徒が自殺をほのめかすなど、自殺・重大事態につながる可能性がある場合は、教職員の対応が当該児童生徒に刺激を与えることがないよう留意し、迅速に目立たず対応します。

- ① 校長のリーダーシップの下、直ちに「いじめ防止対策組織」や職員会議を開き、「子どもの自殺予防マニュアル」（平成25年度豊橋市教育委員会策定）に基づき、事実関係や今後の方針についての情報を共有します。
- ② 直ちに教育委員会に報告して情報を共有し、連携して対応します。
- ③ 全教職員が危機感をもって速やかに当該児童生徒の見守り体制を構築するとともに、家庭や関係機関、スクールカウンセラー、各種相談機関等との連携を図ります。

基本方針の体系図



3 重大事態への対処

(1) いじめ重大事態とは

- ・いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合
生命・心身・財産重大事態 (法第28条第1項第1号)
- ・いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合
不登校重大事態 (同条第2項)

○第1号**生命・心身・財産重大事態**については、いじめ又はその疑いが確認された場合、いじめを受けた児童生徒の状況に着目して判断する必要があります。例えば、以下のような場合が考えられます。

- ・児童生徒がいじめ自殺を企図した場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・いじめにより転学等を余儀なくされた場合

○第2号**不登校重大事態**における「相当の期間」とは、不登校の定義を踏まえて年間30日を目安としますが、日数だけでなく、個々の状況等を十分把握した上で判断します。ただし、児童生徒が一定期間連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要です。

なお、いじめを受けて重大事態に至ったという申し立てが児童生徒や保護者からあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」又は「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして扱う必要があります。

(2) いじめ重大事態の基本的な対応

① いじめの重大事態発生から調査開始

学校に在籍する児童生徒に重大事態が発生した場合、重大事態に適切に対処し、同じことが繰り返されることのないよう、速やかに調査を行います。

- (i) 学校は重大事態が発生した場合、直ちに教育委員会に報告します。教育委員会はその旨を市長に報告します。(法第30条第1項)
- (ii) 教育委員への報告を迅速に行うとともに、対処方針を決定する際は、教育委員会会議を招集します
- (iii) 教育委員会は、その事案について調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断します。
- (iv) 被害者児童生徒及び保護者に対して、調査方針の説明を行います。
- (v) 加害者児童生徒及び保護者に対して、調査方針の説明を行います。

② 重大事態調査の実施

学校又は教育委員会は、事実関係を明確にするための調査を行います。

(法第28条第1項)

なお、調査委員は、当該事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者であることに留意します。

学校が調査の主体となる場合

学校に設置された「いじめ防止対策組織」を母体とし、「学校いじめ防止基本方針」にしたがって調査を行います。

教育委員会は、必要な情報の提供や指導、支援を行います。

教育委員会が調査の主体となる場合

速やかに「いじめ問題調査委員会」を招集し、事実関係を明確にするための調査を行います。

調査にあたっては、重大事態にいたる要因となつたいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、どこで、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど、客観的な事実関係を可能な限り網羅的に明確にする必要があります。

学校及び教育委員会においては、たとえ不都合な事態があったとしても、事実にしつかり向き合おうとする姿勢が重要であり、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む必要があります。

【いじめを受けた児童生徒からの聞き取りが可能な場合】

いじめを受けた児童生徒から情報を十分に聞き取るとともに、必要に応じて在籍児童生徒や教職員に対し質問紙調査や聞き取り調査を行います。一方、いじめを行った児童生徒にも聞き取りを行い、双方の聞き取り内容に基づき、事実を特定します。

【いじめを受けた児童生徒からの聞き取りが不可能な場合】

いじめを受けた児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聞き取るとともに、今後の調査について迅速に当該保護者と協議し、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査により、できる限り多くの情報を集め、客観的な事実を明らかにします。

③ 重大事態調査結果の説明・報告

学校又は教育委員会は、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒・保護者に対して説明します。また、いじめを受けた児童生徒等に説明した方針に沿っていじめを行った児童生徒・保護者も対しても説明します。

④ 重大事態調査結果の公表検討

公表するか否かについては、学校の設置者及び学校として、当該事案の内容や重大性、対象児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することになります。個人情報保護法や情報公開条例等に基づいた対応を行った上で特段の支障がなければ、公表することが望ましいとされています。

(3) いじめ重大事態調査完了後の対応

① いじめを受けた児童生徒への支援

重大事態に関わるいじめを受けた児童生徒は、心身ともに大きな傷を負っていることが考えられることから、まず、当該児童生徒の心の安定、身体の安全を確保することに全力で取り組みます。その後、心身に負った傷の回復に向けて支援するとともに、安心して学校生活を送ることができるよう支援します。

- ・登校できていない場合には、家庭を訪問して、学級担任や養護教諭、スクールカウンセラー等によって、心情を粘り強く丁寧に傾聴します。
- ・いじめに関わる事実関係を明らかにするための聞き取りを丁寧に行い、解決に向けて、当該児童生徒の意向を踏まえながら、望ましい解決方法とともに検討します。
- ・安心して生活できる場や時間などの、学習・生活環境を確保します。
- ・不安を取り除き、心の安定を確保するために、スクールカウンセラーや臨床心理士による心のケアを行います。

② いじめを受けた児童生徒の保護者への対応

当該児童生徒の保護者については、重大ないじめを受けたわが子の心身に対する心配や、わが子が重大ないじめを受けたことに対する怒り、いじめを行った児童生徒やその保護者への不信感などを、強く抱いていることが考えられます。このような保護者の心情を察しながら、当該児童生徒の心身の安定に努め、対応や支援を行います。

- ・学校の管理下で重大事態が発生した場合は、事実を真摯に受け止め、対処に向けて最善を尽くすことを伝えます。
- ・受けたいじめに関わる事実や、児童生徒の心身の状況について丁寧に説明します。
- ・いじめの解決に向けて、保護者の意向を丁寧に聞き取り、望ましい解決方法をともに検討します。
- ・当該児童生徒の支援を行いながら、「いじめ防止対策組織」で専門医療機関等への受診が必要と判断された場合には、保護者に受診を勧めます。
- ・保護者自身が不安を抱いている場合、教育相談員や臨床心理士の活用を勧めるなど、市の相談窓口を通じて関係機関との連携を図ります。

③ いじめを行った児童生徒への指導

いじめを行った児童生徒に対しては、その行為が決して許されない行為であることを十分認識させ、決して繰り返さないよう指導します。その際、いじめを受けた児童生徒の立場になり、相手の心の痛みを推測させることによって、自己の行為の重大さを実感させ、深い反省の上に立って再発防止を自ら誓うことができるようになります。また、スクールカウンセラーや臨床心理士による面談も受けさせながら、本人の心の弱さを受け止め、心情に寄り添いながら指導することにより、本人の心からの反省を促すとともに、その後の学校生活への前向きな姿勢を引き出していくきます。

④ いじめを行った児童生徒の保護者への対応

当該児童生徒の保護者に対しては、いじめに関する一連の事実を丁寧に伝え、その行為の重大さを当該児童生徒とともに認識してもらうことで、解決に向けた道筋を示して、保護者の協力を求めます。

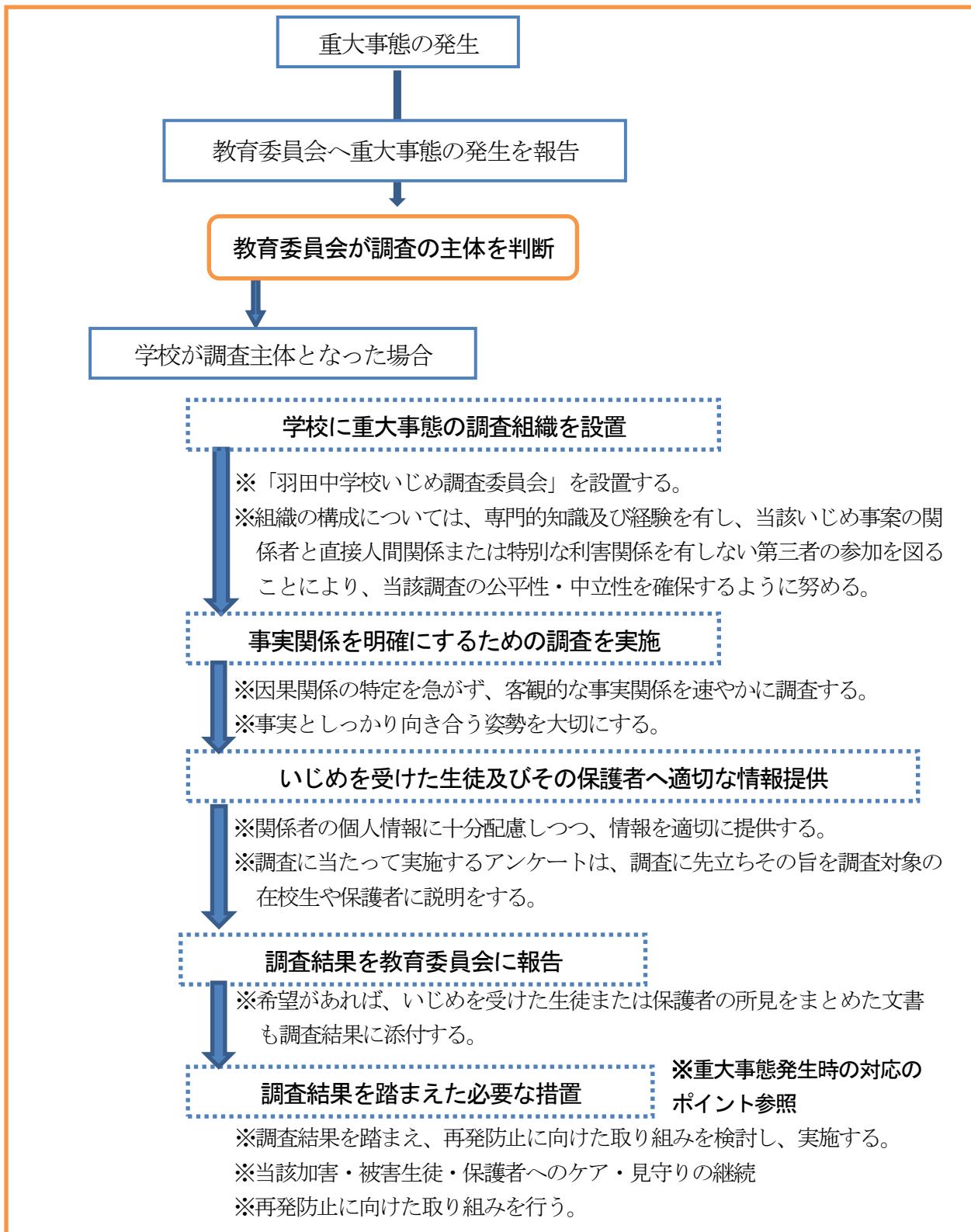
その後、児童生徒への接し方や保護者としての役割について、適切に助言します。

⑤ 落ち着いた学校生活を取り戻すための対応

事案の重大性を踏まえ、教育委員会においては、学校と連携の下、児童生徒に関して、出席停止措置の活用や、いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討するなど、必要な対応を行います。また重大事態が発生した場合に、関係のあった児童生徒が深く傷つき、学校全体の児童生徒や保護者、地域にも不安や動搖が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もあります。

学校及び教育委員会は、児童生徒や保護者への心のケアと、落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、情報発信の際には、プライバシーへの配慮に留意した対応を行います。

【重大事態発生時の調査対応図】



【いじめ防止年間指導計画】

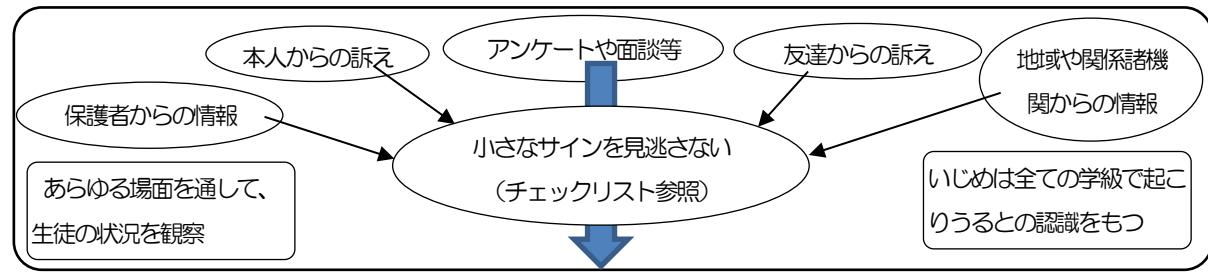
豊橋市立羽田中学校

月	会議・研修等	未然防止	早期発見
4 月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校いじめ防止組織立ち上げ ・入学式、始業式、学校説明会で周知 ・相談窓口の周知 ・校内研修（1） ・生活サポート委員会（毎週月曜日実施・臨時に開催） ・生徒指導部会（毎週木曜日実施・臨時に開催） 	学級づくり・人間関係づくり・学校行事やさまざまな体験活動・道徳教育等の充実・わかる授業の実践 縦割り活動、ありがとうカード、学級会等、一年を通して行う活動 学校いじめ防止基本方針が機能しているか、P D C Aサイクルによる検証	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度からの個人カルテによる情報の引継ぎ ・授業参観 ・学年懇談会
5 月	<ul style="list-style-type: none"> ・小中連絡会 		<ul style="list-style-type: none"> ・学校公開日
6 月	<ul style="list-style-type: none"> ・校内研修（2） ・校区製生活サポート委員会 		<ul style="list-style-type: none"> ・学校いのちの日の取り組み
7 月	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者会 		<ul style="list-style-type: none"> ・懇談会による啓発活動
8 月			
9 月			
10 月			
11 月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校公開日 		<ul style="list-style-type: none"> ・学校生活アンケート⑥ ・QU検査
12 月	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者会 ・校内研修（3） 		<ul style="list-style-type: none"> ・学校生活アンケート⑦（持ち帰り） ・面談（2）
1 月			<ul style="list-style-type: none"> ・保護者会 ・学校生活アンケート⑧
2 月	<ul style="list-style-type: none"> ・校区生活サポート委員会 ・学校いじめ防止基本方針の見直し ・学校評価 		<ul style="list-style-type: none"> ・学校生活アンケート⑨ ・面談週間（1・2年）
3 月	<ul style="list-style-type: none"> ・小中情報交換会 		<ul style="list-style-type: none"> ・学校生活アンケート⑩（持ち帰り） ・面談（3）
			<ul style="list-style-type: none"> ・学校生活アンケート⑪

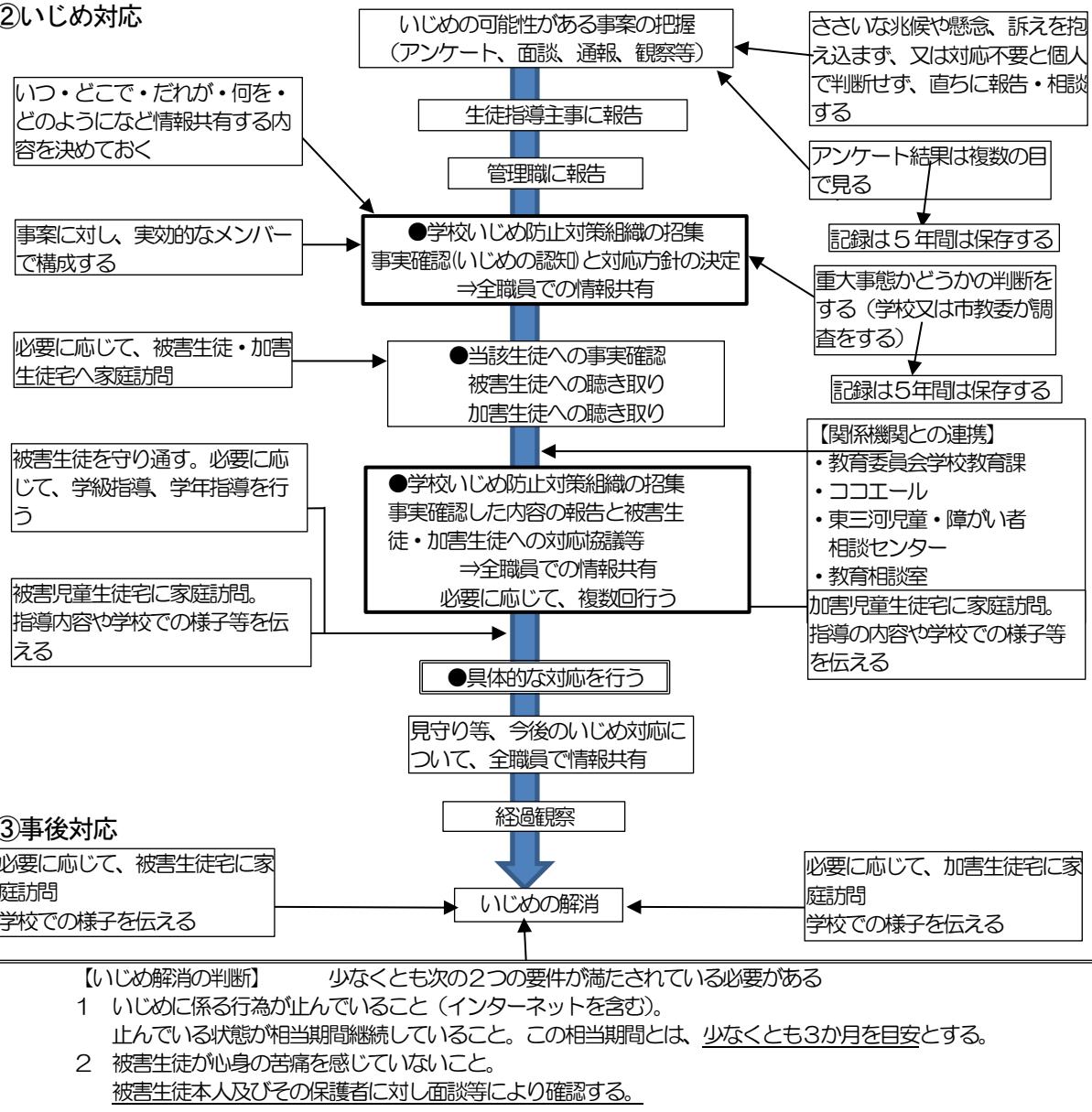
いじめ早期発見・対応マニュアル

豊橋市立羽田中学校

①いじめの発見



②いじめ対応



いじめ早期発見のためのチェックポイント(1)

豊橋市立羽田中学校

いじめが起こりやすい起こっている集団

- いつも誰かの机が曲がっている
- グループ活動の時など、机と机の間に隙間がある
- ロッカーの中が乱れていたり、掲示物が破れていたりする
- 特定の子どもに気をつかっている雰囲気がある
- 学級やグループの中で絶えず周りの顔色をうかがう子どもがいる
- 特定のグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある
- ささいなことで冷やかすグループがある
- グループ分けをすると特定の子どもが残る

いじめられている子

●日常の行動・表情の様子

- あいさつに対してはつきり反応しない
- 登校時間が遅くなっている
- 早退や一人で下校することが増えている
- 体調不良を訴えたり、保健室へ行きたがったりする
- 服がひどく汚れていたり、ボタンが取れたりしている
- 持ち物がなくなったり、掲示物がいたずらされたりしている
- あいさつをされない
- 遅刻・欠席が増えている
- 表情が暗く、うつむきがちになる

●授業中・休み時間

- 教室へいつも遅れて入ってくる
- プリントが配付されない
- 学習用具がなくなる
- 教職員の近くにいたがる
- 周囲の子どもから特定のあだ名で執拗に呼ばれる
- 意味もなく廊下を歩いていたり、用もないのに職員室などに顔を出したりする
- 学習意欲が低下し、忘れ物が多い
- 班編成をしたとき、孤立する
- 発言すると、周囲がざわつく
- 一人でいることが多い

●給食・清掃の時間

- その子が配膳すると、嫌がる素振りをする
- 食べ物にいたずらをされる
- 盛り付けが極端に多かったり少なかつたりする
- その子の机やいすを運ぼうとしない
- 会食するとき、机と机の間に隙間がある
- 会食中に周囲の会話に入ろうとしない
- 一人で掃除や片付けをしている
- みんなが嫌がる仕事をいつもしている

いじめている子

- 多くのストレスをかけている
- あからさまに教職員の機嫌をとる
- 教職員によって態度を変える
- グループで行動し他の子どもに指示を出す
- 悪者扱いされていると思っている
- 特定の子どもにのみ強い仲間意識をもつ
- 教職員の指導を素直に受け取れない
- 他の子どもに威嚇する表情をする

いじめ早期発見のためのチェックポイント(2)

豊橋市立羽田中学校

いじめの認知から早期対応に向けて

●日常の行動・表情の様子

- 「いじめ早期発見のためのチェックポイント」などを活用し、わずかなサインを見逃さないようにしている。
- ささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを抱え込まず、又は対応不要と個人で判断せず、直ちに報告・相談している

●アンケートおよび個人面談

- アンケートを年間計画に位置づけ、定期的に実施している
- アンケートは、欠席者や不登校生徒などに対しても、もれなく実施している
- アンケートの結果は、複数の目で確認をしている
- 記入後のアンケート用紙を保存している（3年間）
- 個人面談の機会をもっている
- 個人面談では、安心して話ができる環境をつくっている
- アンケートや個人面談の結果が蓄積され、毎年引き継がれている

組織的な対応に向けて

- アンケートや個人面談の結果が集約され、学校いじめ防止対策組織に報告している
- 「いつ・どこで・誰が・何を・どのように」など、情報共有する内容が決まっている
- いじめ対応の窓口は、学校いじめ防止対策組織であり、報告が上がった事案は組織として対応している
- 被害生徒を守り通すという意識で対応している

重大事態への対応について

- 生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告、調査等にあたっている
- 記録をきちんと残している
※重大事態の場合、アンケート等も含め、記録は少なくとも5年間は保存することが望ましい。記録の廃棄については、被害生徒・保護者の説明の上行う
- 記録の引継ぎがきちんと行われている